

三戸町議場音響設備等改修業務公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

本要綱は、「三戸町議場音響設備等改修業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 三戸町議場音響設備等改修業務
- (2) 業務内容 別紙「三戸町議場音響設備等改修業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和3年8月31日
- (4) 予算限度額 33,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 実施形式 公募型

4 スケジュール

- 令和3年1月25日（月） 公募型プロポーザル実施の公表
- 令和3年2月 1日（月） 質問書提出期限
- 令和3年2月 2日（火） 質問書に対する回答
- 令和3年2月 8日（月） 参加意向申出書・宣誓書の提出期限
- 令和3年2月10日（水） 参加資格審査結果の通知
- 令和3年2月26日（金） 企画提案書提出期限
- 令和3年3月 3日（水） プレゼンテーション
- 令和3年3月 8日（月） 評価結果通知（予定）
- 令和3年3月 9日（火） から3月24日（水） 詳細打合せ
- 令和3年3月25日（木） 契約締結（予定）
- 契約締結日以降 業務開始
- 令和3年8月31日（火） 業務完了期限

5 問い合わせ先等

住 所：青森県三戸郡三戸町大字在府小路町43

三戸町役場 議会事務局

担 当：山口 航生

電 話：0179-20-1159

FAX：0179-20-1110

Email：ko-yamaguchi@town.sannohe.lg.jp

6 参加資格要件

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の要件をすべて満たすことが必要である。

- (1) 令和2・3年度三戸町一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の提出がされていること。
※提出書類等については町HP参照のこと。
- (2) 過去10年間（平成22年度以降）、他市町村等への議場放送システム、音響設備、録画設備等の納入・工事实績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないもの。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 青森県及び三戸町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (7) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (8) 暴力団及び暴力団員の統制下にあるものではないこと。

7 説明会

実施予定なし。現地（議場、事務局室）の確認は認める。

8 質疑・応答

- (1) 提出方法 質問書（様式4）により電子メールで提出。電話での質問には応じない。
- (2) 提出期限 令和3年2月1日（月）午後5時（必着）
- (3) 回答方法 すべての質問を取りまとめ、令和3年2月2日（火）までに三戸町ホームページへの掲載により行うものとする。

9 参加表明手続

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加意向申出書（様式1）及び別紙宣誓書の提出により参加表明を行うものとし、町は参加資格を確認のうえ、参加意向申出書を提出した事業者に対し、参加資格審査結果通知書により、審査結果を通知するものとする。

なお、参加意向申出書提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

- (1) 表明期限

電子データ：令和3年2月5日（金）正午

原 本：令和3年2月8日（月）午後5時※必着

(2) 表明方法

参加意向申出書（様式1）及び三戸町議場音響設備等改修業務公募型プロポーザル実施要綱6に定める応募参加要件を満たす旨の宣誓書（別紙）を、本要綱「5 問い合わせ先」に記載の担当あてに電子データにより送信するとともに、原本を郵送または持参により提出すること。

(3) 参加資格確認通知日

①通知日：令和3年2月10日（水）

②通知方法：参加資格審査結果通知書により、通知日の午後3時までに参加表明のあった全事業者に電子メールで通知後、当該文書を郵送する。

※参加意向申出書に記載のメールアドレスに電子メールが届かないときは、至急、電話でご連絡ください。

10 提案書作成等

別紙「三戸町議場音響設備等改修業務委託仕様書」に基づき、以下の内容により書類を作成し、6部提出すること。

(1) 提案内容

企画提案は、次の事項で提案すること。

①これまでの実績

ア 議場放送システム、音響設備、録画設備等納入・工事実績

イ 本事業に類似する業務の実績

②音響設備等の改修に関する提案内容

ア 別紙「三戸町議場音響設備等改修業務委託仕様書」に記載する要件について提案

イ 構成機器とその機能

ウ システムの操作性

エ 信頼性（トラブル時等サポート体制）

オ 定期点検整備に関する提案（通常点検の価格提示含む）

③スケジュールと実施体制

ア 事業実施のスケジュール

イ 実施体制（スタッフ数）

④業務委託料について

業務内容に対しての委託料の妥当性

(2) 提出書類

①企画提案書（様式2）

②見積書（様式3）

③関係書類一式（任意様式）

(3) 提出方法

紙媒体による持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、これを考慮しない。

(4) 提出先

「5 問い合わせ先」に記載の担当へ提出すること。

(5) 提出期限

令和3年2月26日（金）午後5時 ※必着

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・ 提案期限までに企画提案書を提出しない場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 本要綱に違反すると認められる場合
- ・ その他、町が指示した事項に違反する場合

12 審査方法、評価基準

(1) 審査方法

提案の審査・評価は、「三戸町議場音響設備等改修業務に係るプロポーザル審査会」（以下、「審査会」という）が行い、審査会において提案内容について総合的に評価し、評価点が1位となった事業者1者を受託候補者として特定する。

なお、評価点数が同点の場合は、見積額の安価な事業者を上位とする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングによる評価の実施

① 企画提案書の内容について、1事業者あたり概ね40分間（説明25分、質疑15分）プレゼンテーションを行う。

- ・ プレゼンテーションの順番については、電子メールにより別途通知する。
- ・ 当日配布資料がある場合は6部用意すること。
- ・ プロジェクター、スクリーンは本町が準備する。それ以外の機材が必要な場合は担当者と協議すること。

② 開催日時、場所

- ・ 開催日時 令和3年3月3日（水）
- ・ 開催場所 三戸町役場 2階 委員会室

(3) 審査結果

審査結果は3月3日（水）を目途に決定し、3月8日（月）までに提案者に文書で通知する。

受託候補者とならなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に当該所管課等へ文書で説明を求めることができるものとする。

（4）評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目に基づき審査及び評価を行う。

- ① 事業者の業務遂行能力
- ② 提案内容の適切性・有効性
- ③ 本業務遂行の確実性
- ④ 見積価格の妥当性

（5）その他

- ① 説明は事前提出した企画提案書等の内容を基本とする。
- ② 出席者は1事業者あたり3名以内とし、うち1名は受託した場合における主担当であること。

13 受託候補者の特定

提案内容を総合的に審査・評価し、評価合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。

プロポーザル参加事業者が1者であった場合は、プロポーザル審査会が総合的に審査・評価し、その事業者の提案内容、見積額が適当であると判断された場合、受託候補者として特定する。

14 契約に関する基本的事項

受託候補者の特定後、町と受託候補者は、提案内容に基づき業務内容及び契約条件の協議を行い、合意したのちに契約を締結する。なお、契約にあたっての主な留意事項は次のとおりである。

- （1）契約にあたり、契約書を作成し、各1通を保有する。
- （2）企画提案の内容をそのまま委託するものではないこと。
- （3）提案された企画提案内容をもとに委託業務仕様書を作成し契約する。
- （4）業務の全部または一部について、町の承諾なしに他社に再委託することはできない。
- （5）審査会による特定後、受託候補者から辞退の申し出があったときもしくは契約の相手方として不適格であると判断されたときは、契約を締結しない場合がある。この場合において、町は受託候補者が要した費用を補償しない。

- (6) 契約にあたり、受託者候補者は三戸町財務規則に定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、三戸町財務規則第147条に該当する場合はこれを免除する。また、契約保証金は三戸町財務規則第149条に基づき還付されるものとする。

15 その他

- (1) 提出された企画提案書は、誤字・脱字等の軽微なものを除き、変更、差し替えもしくは再提出は認めない。
- (2) 本プロポーザル参加に伴う費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、原則として公表しない。